

専門看護師及び認定看護師養成費用等並びに特定行為に係る研修費用等の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）に勤務する看護局長が別に認めた看護職員が、専門看護師及び認定看護師（以下これらを総称して「専門看護師等」という。）の資格を取得するため、専門看護師等の教育機関に対し負担する費用又は特定行為の技能習得のため、その養成施設となる指定研修機関に対し負担する費用（以下「受講費用」という。）の一部を医療センターが助成すること等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 常勤の看護師及び助産師をいう。
- (2) 専門看護師 公益社団法人日本看護協会が認定した専門看護師の資格を有する者をいう。
- (3) 認定看護師 公益社団法人日本看護協会が認定した認定看護師の資格を有する者をいう。
- (4) 特定行為 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為をいう。
- (5) 認定看護師A課程 特定行為を含まない、従来の認定看護分野における教育課程をいう。
- (6) 認定看護師B課程 特定行為を含む、令和3年度から認定開始された認定看護分野における教育課程をいう。

(費用の助成)

第3条 受講費用は、入学金、授業料、実習費の費用とし、助成金の支給対象者は前条第1号に掲げる看護職員とする。

2 助成金の額は、前項に定める受講費用の2分の1とする。ただし、助成金の支給限度額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 専門看護師の資格取得に必要となる受講費用 400,000円
- (2) 認定看護師A課程に必要となる受講費用 400,000円
- (3) 認定看護師B課程に必要となる受講費用 750,000円
- (4) 特定行為に係る研修に必要となる受講費用 750,000円

3 看護職員が助成金の支給を受けようとするときは、前項各号に定める研修等の受講決定後速やかに、職務専念義務免除承認申請書及び受講内容を確認できる書類を添えて、総務課に提出しなければならない。また、当該研修等を修了したときは、

費用助成申請書兼請求書に、研修等を受講したことを証する書類（修了証等）及び
入学金等の振込みを確認できる書類を添えて、遅滞なく総務課に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。